

しじょうなわて し こ わかものいくせいし えん こうどうけいかく だい き
四條畷市子ども・若者育成支援行動計画（第2期）

れいわ 令和2(2020) – れいわ 令和11(2030)年度
ねんど

れいわ 令和2(2020)年3月 ねん がつ さくてい 策定

れいわ 令和7(2025)年3月 ねん がつ ちゅうかんみなお 中間見直し



目 次

だい しょう けいかく きほんてき かんが かた	第1章 計画の基本的な考え方	1
けいかくさくてい はいけい しゅし	1 計画策定の背景と趣旨	1
けいかく い ち	2 計画の位置づけ	2
けいかく ほうてきこんきょ	〔1〕計画の法的根拠	2
た けいかくとう れんけい	〔2〕他計画等との連携	3
き ほん り ね ん およ じゅうてんこうもく	3 基本理念及び重点項目	3
けいかく たいしょうしゃ けいかくき かん	4 計画の対象者と計画期間	4
たいしょうしゃ	〔1〕対象者	4
けいかくき かん	〔2〕計画期間	4
だい しょう ほんし こ わかもの と ま げんじょう かだい	第2章 本市の子ども・若者を取り巻く現状と課題	6
じんこう どうこう	1 人口の動向	6
そうじんこう すい い	〔1〕総人口の推移	6
けいかくたいしょうねんれい すい い	〔2〕計画対象年齢の推移	6
ほんし すいけいにんずう	2 本市におけるひきこもりの推計人数	7
とう かくしゅし えん ちやくがんでん	3 ひきこもり等への各種支援とその着眼点	8
し さく たいけい	4 施策の体系	10
だい しょう こ わかものとうし えん し さく てんかい	第3章 子ども・若者等支援施策の展開	12
こんなん ゆう こ わかもの かぞく し えん	1 困難を有する子ども、若者やその家族への支援	12
とう こんなん ゆう こ わかもの かぞく そうだんし えんたいせい じゅうじつ	〔1〕ひきこもり等の困難を有する子ども、若者や家族への相談支援体制の充実	12
ち い き し えん ね っ と わ ー く けいせい	〔2〕地域における支援のためのネットワークの形成	15
こ わかもの しゃかいてき じりつ む し えん じゅうじつ	〔3〕子ども、若者の社会的な自立に向けた支援の充実	17
こ べつ かだい こ わかもの し えん	〔4〕個別課題のある子ども、若者への支援	19
こ わかもの せいちょう おう し さく すいしん き かんれんけい	2 子ども、若者の成長に応じた施策の推進と機関連携	21
じ こ けいせい し えん	〔1〕自己形成への支援	21
しゃかい いっ ぽ ふ だ うなが じょうほう ていきょう	〔2〕社会へ一歩踏み出すことを 促す情報の提供	23
じりつ はぐく たよう こうりゅう そくしん	〔3〕自立を 育む多様な交流の促進	24

だい しょう けいかく すいしんたいせい しんこうか ん り	
第4章 計画の推進体制と進行管理	25
すいしんたいせい	
1 推進体制	25
けいかく すいしんしゅたい	
〔1〕計画の推進主体	25
かんけいだんたいとう れんけい	
〔2〕関係団体等との連携	25
くに おおさかふとう はたら	
〔3〕国、大阪府等への働きかけ	25
けいかく しんこうか ん り	
2 計画の進行管理	25
しりょうへん	
資料編	26
とうけんとう かん かいぎ	
1 ひきこもり等検討に関する会議	26
しじょうなわてし ひ き とうけんとういいんかい	
〔1〕四條畷市ひきこもり等検討委員会	26
しじょうなわてし ひ き とうちいきしえんねっとわーくかいぎ	
〔2〕四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議	28
かくしゅそうだんじぎょういちらん	
2 各種相談事業一覧	29
し ない そうだんき かん	
〔1〕市内の相談機関	29
おおさかふ た こういきしえんきかん	
〔2〕大阪府、その他の広域支援機関	32

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

子ども、若者の多くは、スポーツや文化、自然体験などの各種活動に参加し、発達段階に応じたさまざまな体験をしながら、社会性を育んでいきます。しかし近年、子ども、若者を取り巻く環境は、少子化や核家族化、高度情報化などを背景に大きく変化し、地域社会の活力低下をはじめ、コミュニティなど人間関係の希薄化、有害情報の氾濫、ニート、ひきこもり、不登校、いじめ等、種々の問題が顕在化しています。

本市では、子ども、若者を取り巻く状況や国や大阪府の施策の動向を踏まえ、社会に一步をなかなか踏み出せず、ひきこもり等にある子ども、若者等の健やかな成長と自立を支援するため、平成27年3月に「四條畷市子ども・若者育成支援行動計画」(以下「計画」という。)を策定し、次代を担う子ども、若者を社会の一員として尊重のもと、教育の視点のみならず、多角的な視点から育成や支援を行ってきました。

そういったなか、先に述べた社会情勢の変化や、病気や介護など家族・本人の事情により複合的な課題を抱え、社会的孤立が強まり状況が長期化するという「8050問題」(注1)が生じています。

令和2年3月には、これまでの計画の内容を継承のうえ、現状の課題を受け止めた取組みに留意し、計画(第2期)を策定しました。

その後5年が経過し、計画の中間時点である令和6年度には、新型コロナウイルス感染症の流行を起因とする社会や人々の意識の変化、国による支援体制の方針の変更などを踏まえ、課題や施策展開の見直しを行いました。

注1) 8050問題

高齢の親と働いていない独身の代の子とが同居している世帯に係る問題。

(出典: 令和5年度厚生労働白書)

2 計画の位置づけ

〔1〕計画の法的根拠

計画は、子ども・若者育成支援推進法（計画全般に渡って、以下「法」という。）第9条第2項に基づき、国大綱の基本的な方針、大阪府計画基本理念及び基本方向を考慮のうえ、策定します。

（法第9条第2項）

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

【国】子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月策定）

<基本的な方針>

- ① 全ての子供・若者の健やかな育成
- ② 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- ③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- ④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- ⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

【府】大阪府子ども総合計画 後期計画（令和2年3月策定）

<基本理念>

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪

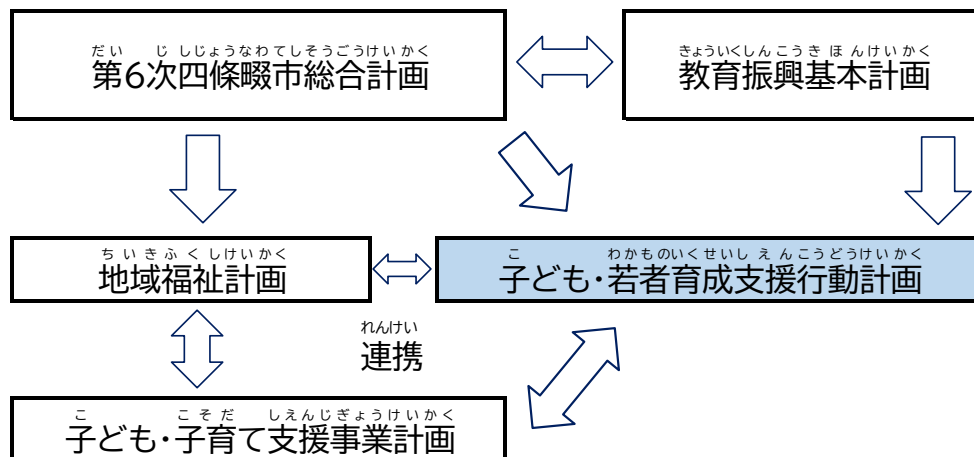
<基本方向>

- ① 若者が自立できる社会
- ② 子どもを生み育てることができる社会
- ③ 子どもが成長できる社会

〔2〕他計画等との連携

計画は、「第6次四條畷市総合計画」を上位計画とし、「教育振興基本計画」の社会教育分野・子ども若者健全育成施策のひきこもり等にある方たちへの具体的な行動支援計画とし、「地域福祉計画」をはじめ、福祉各計画の施策と連携しながら取組みを推進します。

さらに、ひきこもり等にある子ども、若者を支援するための本市独自の地域支援ネットワークの運営にあたっては、国、大阪府及び社会動向の最新の状況を踏まえて実施します。



3 基本理念及び重点項目

国の子供・若者育成支援推進大綱で示された基本的な方針及び大阪府子ども総合計画後期計画で定められた基本理念並びに基本方針に鑑み、本市に暮らす子ども、若者が、地域社会の一員として自らが持つ個性や能力を発揮でき、ひきこもり等にある子ども、若者の自尊感情と自立意識を高め、自ら夢や未来に希望を抱き、いきいきと地域で暮らせる環境づくりをめざし、困難を抱える子ども、若者の状況に応じた適切な支援を実施すべく、基本理念及び重点項目を次のとおりとします。

【基本理念】

子ども、若者が支え合いのなかで、夢や希望を抱き、
自分らしさを発揮できるまち 四條畷

【重点項目】

～ 地域で見守り発見から つなぎ へ ～
～ 継続性のある支援～

4 計画の対象者と計画期間

〔1〕対象者

計画の対象者は、義務教育終了後からおおむね40歳未満の本人及びその家族とします。
 また、計画では、法にならい、「子ども、若者」という用語を使用します。ただし、対象者の
 呼称、年齢区分は、法令等によりさまざまであることから、施策によっては、「児童生徒」、
 「少年」、「青少年」等の用語を併用することとします。

■用語の定義

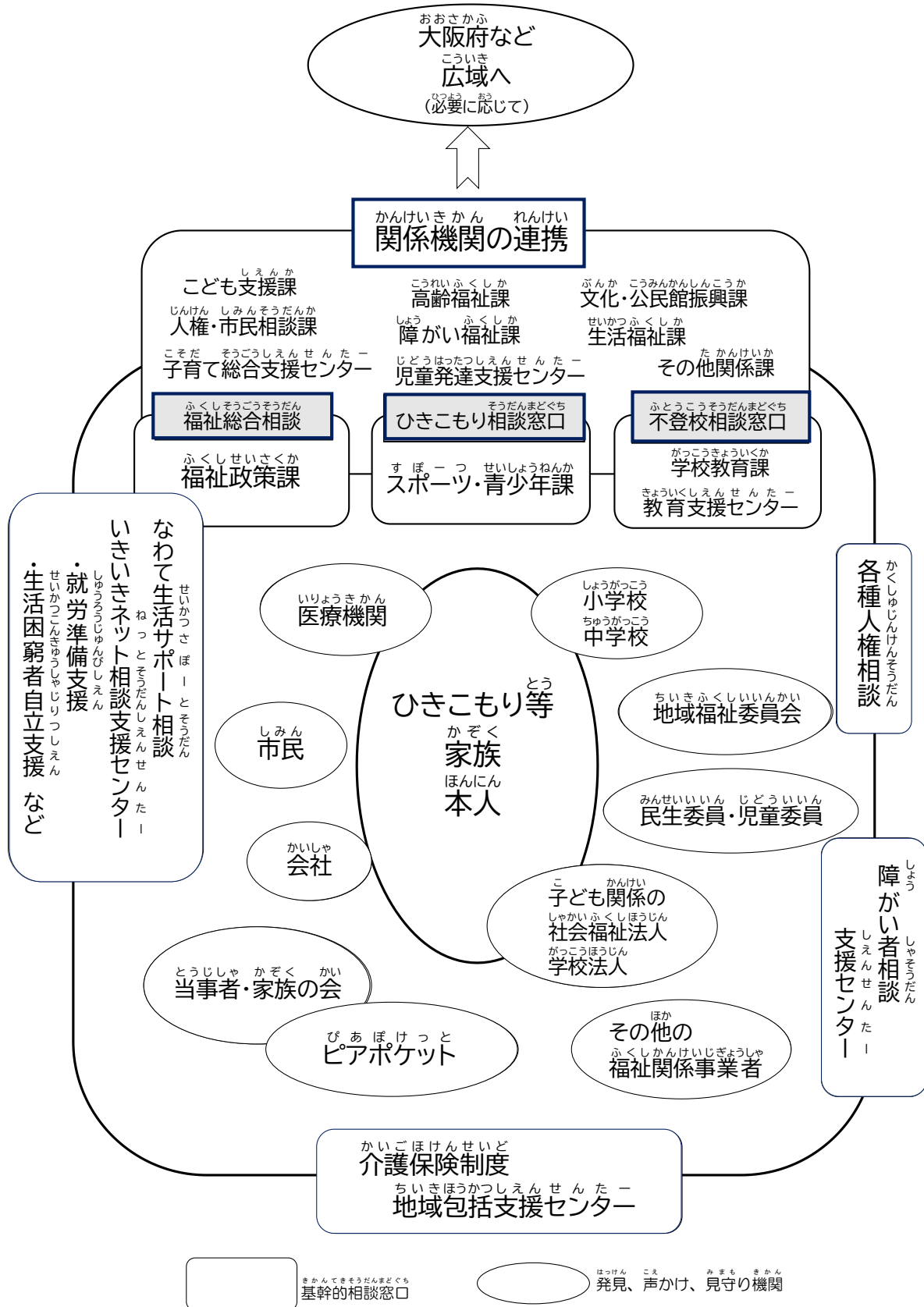
ようご 用語	ていぎ 定義
こ 子ども	がくどうきおよ ししゅんき もの 学童期及び思春期の者
わかもの 若者	ししゅんき せいねんき もの 思春期、青年期の者 施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします
ひきこもり	しごと がっこう い かぞくいがい ひと こうりゆう げつ 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月 いじょうつづ じたく じょうたい 以上続けて自宅にひきこもっている状態
じゃくねんむぎようしゃ 若年無業者	こうこう だいがく がっこうおよ よび こう せんしゅうがっこう つうがく 高校や大学などの学校及び予備校、専修学校などに通学しておらず、 はいぐうしゃ ひとりしんしゃ しゅうにゆう ともしごと さい 配偶者のいない独身者であり、ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳 いじょう さいい か こじん 以上34歳以下の個人 むぎようしゃ しゅうぎようきぼう ひょうめい きゅうしよくかつどう おこな ばあい 無業者のうち、就業希望を表明しかつ求職活動を行っている場合は 「求職型」、就業希望は表明していながら求職活動は行っていない ばあい ひきゅうしよくかた しゅうぎようきぼう ひょうめい きゅうしよくかつどう おこな 場合は「非求職型」、就職希望を表明していない場合は「非希望型」に ぶんるい 分類
にーと ニート	つうがく しごと しょうぎょうくんれん う ひとびと 通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々 じょうきじゃくねんむぎようしゃ ひきゅうしよくかたおよ ひきぼうがた むぎようしゃ がいとう もの 上記若年無業者の非求職型及び非希望型の無業者に該当する者
ふとうこう 不登校	なん しんりてき じょうちよてき しんたいてき しゃかいてきよういん はいけい とうこう 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校し ない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席し もの びょうき けいざいてき りゆう もの のぞ た者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

出典：地域疫学調査による「ひきこもり」の実態調査（平成16年度、厚生労働省）、若年無業者に関する調査（中間報告）
 （平成17年度、内閣府）、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成21年度、文部科学省）

〔2〕計画期間

計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
 なお、令和6年度中に、それまでの取組みの進行状況等の評価を行ったうえ、国や
 大阪府の動向等を踏まえた見直しを行います。
 また、施策（事業）を計画的、効果的に推進するなか、必要に応じて内容の見直しを行うな
 ど、弾力的な運用を図ります。

【本市のひきこもり支援のイメージ】

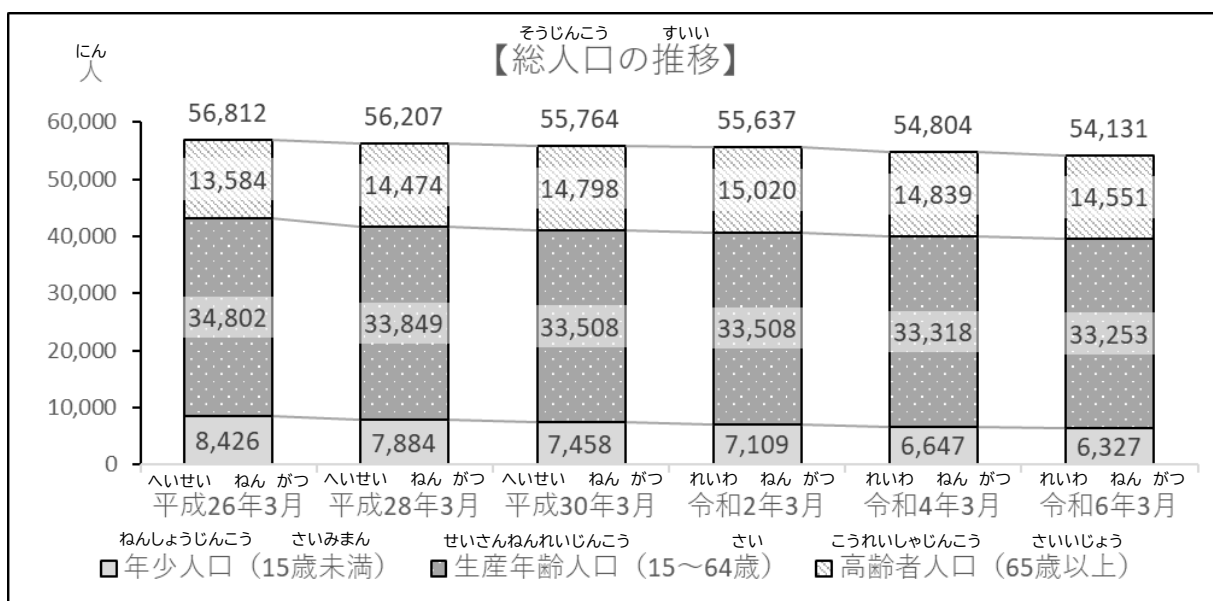


第2章 本市の子ども・若者を取り巻く現状と課題

1 人口の動向

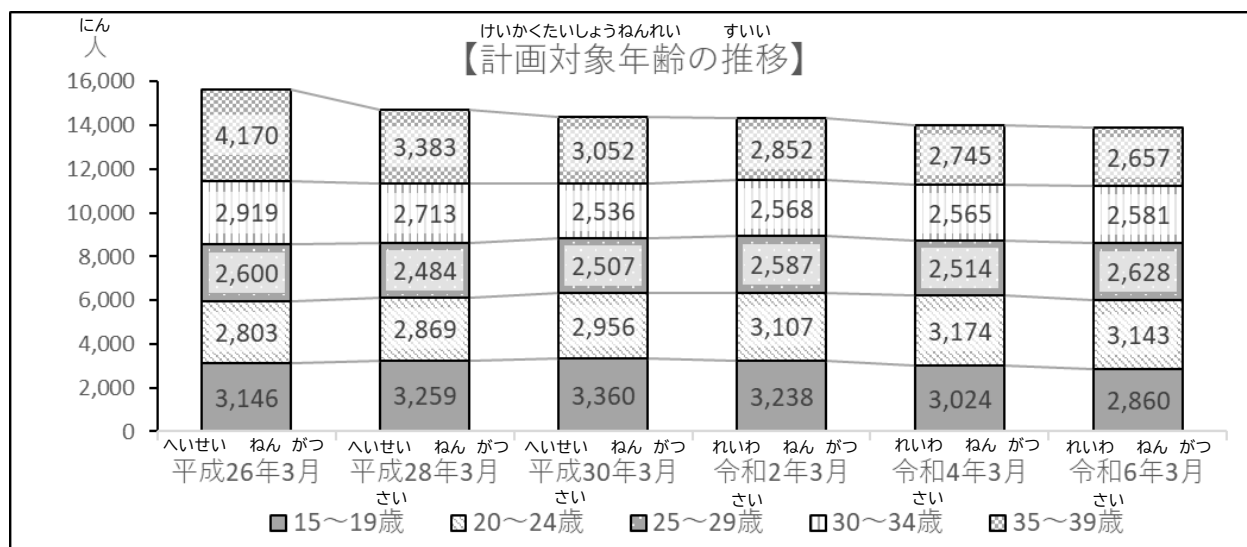
〔1〕総人口の推移

本市の総人口は微減傾向にあり、令和6年3月末現在、54,131人となっています。
 相対的には年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、65歳以上の高齢者人口が増加しています。



〔2〕計画対象年齢の推移

計画の対象年齢に絞って、ここ10年の推移をみると、20～24歳は増加傾向であるのに対し、15～19歳、30～34歳、35～39歳は大きく減少しています。



2 本市におけるひきこもりの推計人数

令和4年度の内閣府における「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果に準じて、本市の15歳から39歳までにおけるひきこもり人数を推計した結果は次のとおりです。

内閣府の調査結果		本市のひきこもり人数の推計値	
設問	有効回収率に占める割合(%)	15～39歳人口 (令和6年3月末現在) 13,869人	備考
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	0.36	50人	狭義のひきこもり
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74	102人	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	0.95	132人	準ひきこもり
合計	2.05	284人	広義のひきこもり (狭義+準)

令和5年度 ひきこもり 相談人数	福祉政策課		スポーツ・青少年課		計	
	うち15～39歳		うち15～39歳		うち15～39歳	
	22人	8人	16人	14人	38人	22人

本市の「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた「広義のひきこもり」を内閣府の調査結果から推定すると、令和5年度の15～39歳人口13,869人中、284人となります。

一方で、本市の令和5年度の15～39歳のひきこもり相談人数は、合計で22人だったことから、広義のひきこもり284人のうち、市のひきこもり相談に繋がっている方は約8%となります。

これらを受け、計画(第2期)の施策として、ひきこもりを含めた複合的な課題に対し、福祉部局が設置している、健康・医療などに関する悩みに対応する相談事業「なわて健康相談24」による通話やチャットでの相談対応などを推進しています。

加えて、令和7年度から市全体で取り組む重層的支援体制整備事業により、支援を必要とする方に対し、従来の縦割りを越えた「属性を問わない相談支援」を中心とする包括的支援体制整備やアウトリーチによる伴走的支援など、相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、ひきこもりの期間が20年以上になる方の相談など、ひきこもりの長期化についても、「我が事、丸ごと」の地域づくりの仕組みや考え方を計画(第2期)に盛り込み、「支え手」と「受

「^て手^{かんけい}」という^こ関係を越えて、^{ちいきじゆうみん}地域住民や^{ちいき}地域の^{たさい}多彩な^{こみゆ}コミュニティが^に主体となった^{しゅたい}支援体制の^{しえんたいせい}ための^ねネットワークの^と形成が必要です。

また、^じ次世代を^に担う^こ子どもたちにとって、^{ゆた}豊かな^{こころ}心を^{じょうせい}醸成し、^{たし}確かな^{がくりよく}学力と^{すこ}健やかな^{しんたい}身体を^{はぐく}育むためには、^{がっこうげんば}学校現場だけでなく、^{かてい}家庭や^{ちいきしやかい}地域社会において、^こ子ども、^{わかもの}若者の^{せいちよう}成長に^{おう}応じた^じ自己形成への^{しえん}さまざまな^{もと}支援が求められます。

3 ひきこもり等への各種支援とその着眼点

^{へいせい}平成27年3月に^{ねん}計画(第1期)を^が策定し、^{けいかく}以降、^{だい}ひきこもり等にある^き方やその^{さくてい}家族に^{いこう}相談支援^{とう}を行って^{かた}きました。

しかし、^{こべつ}個別の^{あんけん}案件を見ると、^み相談を開始しても^{そうだん}急速な^{かいし}生活環境の^{きゅうそく}改善は^{せい}非常に^{せいかつかんきよう}難しいと^{かいぜん}いうのが^{ひじょう}実態^{むずか}があります。

また、^{ぜんじゆつ}前述の^{れいわ}令和4年度の^{ねんど}内閣府調査において、^{ないかくふちようさ}ひきこもり等になった^{とう}理由について「^{りゆう}新型コロナウイルス感染症が^{しんがた}流行した^{ころ}こと」を^{なう}挙げた^{いる}方が、^{すかんせんしよう}ひきこもり等にある^あ方の^{かた}うちの^{とう}18.1%と^{かた}なっています。^{しんがた}新型コロナウイルス感染症により^{なう}社会情勢が^{すかんせんしよう}変化し、^{しやかいじょうせい}ひきこもり等にある^{へんか}方の^{とう}みならず、^か身近な^{みちか}支援者である^{しえんしや}家族も^{かぞく}含め、^{ふく}人と^{ひと}接触する^{せつしよく}機会が^{きかい}減少する^{げんしよう}など^{ことく}孤独・^{こりつ}孤立の^{もんだい}問題が^{しんこく}ますます^{かんが}深刻になってきたと^{しんがた}考えられます。

このような^{じょうきよう}状況を受け、^うひきこもりの^{じょうたい}状態にある^{かた}方やその^{かぞく}ご家族は、^{こと}それぞれ異なる^{けい}経緯や^い事情を抱え、^{じじよう}生きづらさと^か孤立の^かなかで^{こりつ}日々葛藤している^ひことに^び思いを^か寄せながら、^{おも}時間を^よかけて^よ寄り添う^{しえん}支援が必要と^{ひつよう}の^{かんてん}観点に^た立ち、^{ほんし}本市における^{とう}ひきこもり等への^{しえん}支援にあたり、^{つぎ}次の^{ちやくがんでん}ような^{せいり}着眼点を^{こんご}整理の^{とりく}うえ^い今後の^い取組みに^い活かします。

(1) ひきこもり等にある方とその家族に対する個別支援から

・^{とう}ひきこもり等に関する^{かた}初期の^{かぞく}相談は、^{たい}本人よりも^{こべつしえん}家族からが多く、^{こべつしえん}ひきこもりが^{こべつしえん}長期に^{こべつしえん}渡って^{こべつしえん}から、^{こべつしえん}初めて^{こべつしえん}相談に^{こべつしえん}訪れる^{こべつしえん}場合も^{こべつしえん}少なくない。

^{かぞく}家族の^{なや}悩みや^{ふあん}不安に^{たいおう}対応する^{いちぎてき}一義的な^{そうだん}相談窓口の^{じゅうじつ}充実と、^{れんけい}これらが^{とりく}連携した^{れんけい}取組みとともに、^{みんせい}民生委員^{いんじどう}児童委員^{ちくふく}や^{いんかい}地区福祉委員会、^{こみゆ}コミュニティ^にソーシャル^にワーカー^に(以下、「^いCSW」とい^いう。)^い等、^{とう}身近な^{みちか}ところで^き気軽に^{そうだん}相談できる^{しやかいしげん}社会資源の^{じょうほう}情報提供や^{そうだん}相談し^{かんきよう}やすい^{ひつよう}環境^{ひつよう}づくり^{ひつよう}が必要。

・^{とう}ひきこもり等にある^{かた}方が^{こころ}心を^{ひら}開き、^{あんしん}安心して^{なや}悩みや^{しやうらい}将来の^{そうだん}ことなどに^{そうだん}ついて^{おな}相談できる^{おな}よう、^{ゆう}同じ^{こんなん}立場で、^{かた}同じ^あように^な有する^い困難を^い語り^{こうかてき}合える^い仲間^いづくり、^{きょうか}居場所^{きょうか}づくりが^{きょうか}効果的^{きょうか}との^{きょうか}こと^{きょうか}から、^{びあ}ピア^{うん}カウ^{せり}ン^ぐグの^{かんが}考^{かた}え^{しえん}方で^{おこな}支援^{しく}を行う^{きょうきゆう}仕組^{ひつよう}みと^{ひつよう}その^{ひつよう}供^{ひつよう}給^{ひつよう}が必要。

・^{はいけい}ひきこもりの^{せいしん}背景に^{はつたつしやう}精神疾患や^{ちやうきか}発達障^{ばあい}がい^{とく}があり、^{とう}ひきこもりが^{とう}長期化^{とう}する場合^{とう}があり、^{とう}特^{とう}に^{とう}統合^{とう}失^{とう}調^{とう}症^{とう}など、^{とう}早期^{とう}治療^{とう}の^{とう}効果^{とう}が高い^{とう}疾患^{とう}もある^{とう}ことから、^{とう}それ^{とう}らを^{とう}早期^{とう}に^{とう}発見^{とう}し、^{とう}支援^{とう}につな^{とう}げる^{とう}介^{とう}入^{とう}が必要。

(2) 関係機関、団体が連携した社会的な支援から

・小学校や中学校のころから学校に通いにくくなったり、不登校からひきこもり等になったり

するケースもあり、早期からの対策や学校、教育支援センターと子育て相談総合支援セン

ターや児童発達支援センターなどの相談機関との連携が必要。

・学校を卒業したのち、就労へと進んだが、人間関係のトラブル等で退職し、ひきこもりに

陥るケースもあり、生活困窮者自立支援窓口や就労準備支援窓口等との連携が必要。

・ひきこもりは長期化すればするほど、社会から疎遠になり、介入が困難になることから、ひ

きこもり初期から社会との関係を維持できるようなサポート体制の整備が必要。

・ひきこもり等の要因は、疾病やつまずき、社会への不適応などさまざまであり、また長期化

することで、複数の要因が重なり合い、家族だけでは解決困難な事態に陥ってしまうため、

多職種がケースに関わり合い、連携して解決できる仕組みづくりが必要。

(3) 予防的な視点での取り組みや支援から

・家庭や地域、学校等において、多様性を認め合い、それぞれを個性として受け入れる意識を

高める取り組みの一層の推進が必要。

・学習などでのつまずきにより、不登校、ひきこもりの状態に至らないよう、児童生徒の確かな

学力の向上や対人関係や困難な事象に対応する「生きる力の育成」などに引き続き取り組

むことが必要。

・経済的困窮を理由に、学習の機会の喪失や社会との交流が途絶えることがないよう、子ど

もの貧困対策を推進することが必要。

・子ども、若者が将来に夢と希望を抱き、進みたい道を描けるよう、職業観やキャリア形成に

努めるとともに、就労で失敗しても再チャレンジできる機会の充実などを地域資源、民間

企業及び行政機関等と連携、協働して取り組んでいくことが必要。

・乳幼児期からの子育てにおいて、子どもの発達などの心配事等について、子ども園、学校、

教育支援センターのほか、子育て総合支援センターや児童発達支援センター、保健センター

などの相談機関に繋がるよう保護者等への支援啓発が必要。

(4) 着眼点を踏まえた施策の体系について

計画(第2期)の中間見直しを行う際に基本施策、施策の方向及び施策の内容を定めるに

あたっては、これらの着眼点を意識のうえ、これまでの考え方を継承のもと施策の体系を

構築し、「2 本市におけるひきこもり推計人数」で述べた、次の3点を重点施策とします。

・相談支援体制の充実

・地域における支援のためのネットワークの形成

・自己形成への支援

4 施策の体系

基本施策	施策の方向性	施策の内容
1 困難を有する子ども、若者やその家族への支援	≪重点施策≫ [1] ひきこもり等の困難を有する子ども、若者や家族への相談支援体制の充実	① 総合的な相談体制の充実 ② アウトリーチ（訪問支援）による相談支援体制の整備 ③ 多様な困難事例に対応できる相談員の資質向上
	≪重点施策≫ [2] 地域における支援のためのネットワークの形成	① 地域における見守りと相談、支援へとつないでいくための仕組みづくり ② 地域における身近な相談窓口や援助者等の普及、啓発
	[3] 子ども、若者の社会的な自立に向けた支援の充実	① 就労支援 ② 家族への効果的な支援の提供 ③ 困難を有する子ども、若者の居場所づくり
		① いじめ等の未然防止、早期発見、早期解決の推進 ② 不登校の子ども、若者への支援 ③ 障がいのある子ども、若者とその家族への支援 ④ 子どもの貧困問題への対応
	[4] 個別課題のある子ども、若者への支援	
2 子ども、若者の成長に応じた施策の推進と機関連携	≪重点施策≫ [1] 自己形成への支援	① 豊かな心の育成 ② 健やかな身体づくり ③ 未来を担い、未来を生き抜く力の育成
	[2] 社会へ一歩踏み出すことを促す情報の提供	① 多様性への理解を深める、情報化、国際化社会への対応 ② キャリア教育、職業教育の充実
	[3] 自立を育む多様な交流の促進	① 社会参加、交流の推進 ② スポーツ、レクリエーション活動の機会の提供 ③ ボランティア活動への参加促進

とりく ほうこうせい 取組みの方向性	たんとうか 担当課
しゅうち きょうか 周知の強化	じんけん しみんそうだんか ふくしせいさくか す ぽ ー つ せいしやうねんか 人権・市民相談課、福祉政策課、スポーツ・青少年課
かくじゅう 拡 充	ふくしせいさくか しやう ふくし か す ぽ ー つ せいしやうねんか 福祉政策課、障 がい福祉課、スポーツ・青少年課
けいぞく 継 続	じんけん しみんそうだんか ふくしせいさくか す ぽ ー つ せいしやうねんか 人権・市民相談課、福祉政策課、スポーツ・青少年課
わ ごと まる 我が事・丸ごとの仕組みづくりの すいしん きやうどう 推進・協同	ふくしせいさくか ぜんか 福祉政策課、全課
しゅうち きょうか 周知の強化	しえんか ふくしせいさくか せいかつふくしか こども支援課、福祉政策課、生活福祉課
けいぞく 継 続	こぞだ そうごうしえんせんたー ふくしせいさくか 子育て総合支援センター、福祉政策課 す ぽ ー つ せいしやうねんか スポーツ・青少年課
けいぞく 継 続	す ぽ ー つ せいしやうねんか スポーツ・青少年課
いしき じやうせい 意識の醸 成	きやういくしえんせんたー 教育支援センター
けいぞく 継 続	きやういくしえんせんたー 教育支援センター
けいぞく 継 続	じどうはったつしえんせんたー しやう ふくし か 児童発達支援センター、障 がい福祉課、 がっこうきやういくか きやういくしえんせんたー 学校教育課、教育支援センター
けいぞく 継 続	しえんか ふくしせいさくか せいかつふくしか こども支援課、福祉政策課、生活福祉課、 がっこうきやういくか きやういくしえんせんたー 学校教育課、教育支援センター
じゅぎやうじっせん じゅうじつ きやうか 授業実践の充 実・強化	がっこうきやういくか しやうちゅうがっこう す ぽ ー つ せいしやうねんか 学校教育課(小 中 学校)、スポーツ・青少年課
じゅうじつ 充 実	がっこうきやういくか す ぽ ー つ せいしやうねんか 学校教育課、スポーツ・青少年課
じゅうじつ 充 実	ふくしせいさくか せいかつふくしか しやう ふくし か がっこうきやういくか 福祉政策課、生活福祉課、障 がい福祉課、学校教育課
けいぞく 継 続	かんけいかくか 関係各課
けいぞく 継 続	かんけいかくか 関係各課
けいぞく 継 続	かんけいかくか 関係各課

第3章 子ども・若者等支援施策の展開

1 困難を有する子ども、若者やその家族への支援

[1] ひきこもり等の困難を有する子ども、若者や家族への相談支援体制の充実

【施策の内容】＜重点施策＞

① 総合的な相談体制の充実 (P.29～33 に一覧)

ひきこもりに関する相談窓口を設け、心の問題に取り組む“心理専門職”を配置し、子ども、若者やその家族が、安心して気軽に相談できる体制づくりに努めます。

さらに、地域支援ネットワークや、地域生活困窮丸ごと支援会議(※1)を活用し、ひきこもりの状態からの脱出だけでなく、その先に望まれている就労による生活基盤の安定までを一体的に考えていく取組みを推進します。

(※1)：生活困窮及び生活困窮になる恐れがある人について、必要な機関が随時集合し、専門的見地から意見を交換する組織(令和元年10月1日開始)。

ぐたいてきしさく 具体的施策

ひきこもり相談

スポーツ・青少年課では、子ども・若者(おおむね 39歳まで)のご本人・ご家族の方向けに、臨床心理士による無料のひきこもり相談窓口を開設しています。

相談日：毎週水曜日(変更あり)

相談予約：随時受け付け

予約、お問い合わせは 072-877-2121

田原地区からは 0743-71-0330 に電話してください。

市ホームページ受付フォームからも申込みできます。

② アウトリーチ(訪問支援)による相談支援体制の整備

ぐたいてきしさく 具体的施策

せいかつこんきゅうしゃじりつそうだんしえんじぎょう 生活困窮者自立相談支援事業

福祉政策課内に「なわて生活サポート相談窓口」を設置しています。

仕事、お金、生活、ひきこもり等のことなどの不安や悩みの相談を受け、包括的な支援を行い、自立の促進を図ります。

相談者に対して、どのような支援が必要か相談員と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成のうえ、寄り添いながら、自立に向けて支援します。

また、支援プランにおける各種支援が包括的に行われるよう、関係機関と連絡調整を実施し、協働での支援に取り組めます。

ぐたいてきしさく 具体的施策

しょう しゃそうだんしえんせんたー とりく 障がい者相談支援センターの取組み

そうごうてき そうだん おう しょう しゃきかんそうだんしえんせんたー しんたい ちてき せいしん
総合的な相談に応じる障がい者基幹相談支援センターと、身体、知的、精神それぞれの
しょう しゃ かぞくどう そうだん おこな しょう しゃそうだんしえんせんたー
障がい者やその家族等の相談を行う3つの障がい者相談支援センターがあります。

「こんなとき、どうしたらいいのかな?」、「制度のことについて聞きたい」、「こんなことをし
てみたい」など、さまざまな相談をお受けしています。また、来庁できない方には訪問をします。

- ① しょう しゃきかんそうだんしえんせんたー しやくしよしょう ふくしかない
障がい者基幹相談支援センターさつき 市役所障がい福祉課内

・総合相談

でんわ だいひょう だいひょう
電話072-877-2121(代表) 0743-71-0330(代表)
FAX072-879-2596

- ② しょう しゃそうだんしえんせんたー ふろんていあ こめぎちやう
障がい者相談支援センターフロンティア 米崎町7-30

・主な相談対象者・・・身体障がい者

でんわ
電話072-886-5035 FAX072-876-9855

- ③ しょう しゃそうだんしえんせんたー おか しとみやほんまち
障がい者相談支援センターしのぶが丘 薮屋本町6-33

・主な相談対象者・・・知的障がい者

でんわ
電話072-863-6933 FAX072-863-6939

- ④ しょう しゃそうだんしえんせんたー わこう しやくしよしょう ふくしかない かみたわら
障がい者相談支援センター和幸 市役所障がい福祉課内、上田原613

・主な相談対象者・・・精神障がい者

でんわ
電話080-2518-0348 FAX0743-78-1290

- ふくしきーびす りやう えんじよ
福祉サービスの利用の援助など

ほーむへるぶきーびす にっちやう かよ す ぼしよ じやうほうていきやう りやうしえん
ホームヘルプサービス、日中に通って過ごす場所などの情報提供、利用支援

- がいしゆつ しえん
外出の支援

がいどへるばー ふくしたくしー いそうさーびす かん じやうほうていきやう りやうしえん
ガイドヘルパー、福祉タクシー、移送サービスなどに関する情報提供、利用支援

- せんもんきかん しょうかい
専門機関の紹介など

そうだんないやう おう いりやうかんけい ぎやうせいきかん さーびすていきやうじぎやうしよ た しゃかいしげん
相談内容に応じて、医療関係、行政機関、サービス提供事業所、その他の社会資源との

ちやうせい しょうかい
調整や紹介

- せいかつじやうほう ていきやう
生活情報の提供

しょう ひと りやう がいしゆつさき じやうほう にちじやうせいかつ ひつやう ぎやうせいさーびす しょうかい
障がいがある人が利用できる外出先の情報、日常生活に必要な行政サービスの紹介、

せいかつじやうほう ていきやう
生活情報の提供

- ぴあかうんせりんぐ
ピアカウンセリング

おな たちば しょう しゃ みずか たいけん もと なや き せいかつじやう もんだいかいけつ
同じ立場の障がい者が自らの体験に基づいて、悩みを聞いたり、生活上の問題解決

ほうほう
方法についてサポート

ぐたいてきしさく 具体的施策

じんけん しんろせんたくし えんそうだん じんけん そうだん
人権・進路選択支援相談(人権なんでも相談)

しじょうなわて し じんけんきょうかい し じんけん し じんけん し じんけん
四條畷市人権協会では、市の人権・市民相談課から委託を受けて、人権・進路選択支援
相談を行っています。

ひきこもりはもとより、精神的につらい、しんどいなどの心の悩みや、離婚やDV問題、
家族間やご近所トラブルなど、日常生活を送る上でのさまざまな悩みや不安に対する相談に
応じています。

しじょうなわて し じんけんきょうかい なかのほんまち し やくしよ じんけん し じんけん
四條畷市人権協会 中野本町1-1(市役所 人権・市民相談課内)
ちやくつうでんわ
直通電話・FAX 072-803-7355
相談日: 月～金曜日 午前10時～午後4時
やかんでんわ そうだん まいしゅうげつようび ご ご じ
夜間電話相談: 毎週月曜日 午後5時～午後9時
しゆくじつねんまつねんし のぞ
(祝日年末年始を除く)

③ 多様な困難事例に対応できる相談員の資質向上

おおさかふ じっし し えん たずさ じんざい ようせいけんしゅうじぎょう かつよう
大阪府で実施している「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業」を活用し、
相談員の資質向上に取り組めます。

ひきこもり等青少年の支援を行う民間団体が持つノウハウを共有するため、支援にあた
る市町村、民間支援機関の支援員、ボランティア等を対象とし、NPOとも協力しながら
研修を実施していきます。

〔2〕地域における支援のためのネットワークの形成

【施策の内容】《重点施策》

①地域における見守りと相談、支援へとつないでいくための仕組みづくり

ひきこもり等にある方やその家族が、早期段階での自発的な相談が多くないため、地域で活動する民生委員・児童委員、CSW等による声かけや見守り活動と連携し、支援が必要な子ども、若者を効果的、適切なサービスにつなげていくための取組みを推進します。

また、令和6年3月に策定された、なわてみんなの福祉プラン（第5期四條畷市地域福祉計画）に基づき、様々な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談支援体制の強化を推進します。

ぐたいてきしさく 具体的施策

ちいき ねづ こみゆにていそーしゃるわーかー 地域に根付いたコミュニティソーシャルワーカー (CSW)の取組み

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、ひきこもり等にある方やその家族、障がいのある人、子育ての相談、生活困窮等を問わず、地域で生活するなかで困っていることや不安に思っていることなどについての相談を受け、その内容を整理して問題解決まで支援を必要とする人と一緒に考えていきます。

福祉に関する相談を受けたり、各種サービスの利用申請などのお手伝いなどをすることにより、地域で困っている人が適切な支援につながるためのネットワークを構築していきます。

現在、3人のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を市内に配置しています。横断的な支援が必要な場合は、日頃より地域に密着した活動を行っている民生委員・児童委員や他の関係機関とも連携し支援を行っています。

こみゆにていそーしゃるわーかー はいちばしよ 【コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置場所】

○いきいきネット相談支援センター(中地区)

なかのほんまち しやくしよふくしせいさくかない
中野本町1-1(市役所福祉政策課内)

でんわ だいひよう
電話:072-877-2121(代表) FAX:072-879-5955

○いきいきネット相談支援センター(東地区)

おおあざかみたわら ぐりーんほーるたわらない
大字上田原1(グリーンホール田原内)

でんわ
電話・FAX:0743-71-1638

○いきいきネット相談支援センター(西地区)

きたでちよう しゃかいふくしきょうぎかない
北出町3-1(社会福祉協議会内)

でんわ
電話:072-878-1210 FAX:072-878-6888

ちいき みちか そうだんまどぐち えんじょしゃとう ふきゅう けいはつ
②地域における身近な相談窓口や援助者等の普及、啓発

ぐたいてきしやく
具体的施策

はっけん
発見からつなぎへ

し じんざい しせつきのう じょうほうていきょう あ かた ていあん
もっと知ってもらいたい人材や施設機能や情報提供の在り方を提案する
みちか しえんしゃ みんせいいいん じどういいん
身近な支援者としての民生委員・児童委員

みんせいいいん じどういいん じゅうみん えら こうせいろどうだいじん いしよく う しみん
民生委員・児童委員は住民から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、市民のもっとも
みちか ちいきじゅうみん たちば た みまも およ そうだんしえんしゃ あんぜん あんしん く
身近なところで地域住民の立場に立って、見守り及び相談支援者として安全で安心して暮
らしやすい地域社会をつくるために活動しています。

しな い かくちく たんとう にん みんせいいいん じどういいん じどうふくし せんもん にん
市内には各地区を担当する 75人の民生委員・児童委員と児童福祉を専門とする7人の
しゅにんじどういいん ていすう はいち
主任児童委員が定数として配置されています。

こんにち しょうしこうれいかとう しゃかい きゅうげき へんか たよう せいかつかだい かか しえん ひつよう
今日、少子高齢化等の社会の急激な変化により多様な生活課題を抱え、支援を必要とす
ひと ぞうか じどうぎゃくたい ぼうし ふとうこう どう こ わかもの しえん
る人が増加しています。児童虐待の防止や不登校・ひきこもり等にある子ども・若者を支援
きかい ふ かてい じょうきょう はあく じょうほうていきょう おこな ひつよう
する機会が増えており、これらの家庭の状況を把握し、情報提供を行うとともに、必要に
おう かんけいきかん ちょうせい おこな
応じて関係機関との調整を行っています。

みんせいいいん じどういいん ちいきじゅうみん せいかつ もんだい き もんだい しんこくか まえ そうき
民生委員・児童委員は、地域住民の生活の問題に気づき、問題が深刻化する前に早期に
たいおう ひつよう おう しやくしよ しゃかいふくしきょうぎかい ちいきほうかつしえん せん たーおよ こみゅにてい
対応し、必要に応じて市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター及びコミュニティ
そーしゃるわーかー どう かんけいきかん そうだん れんけい きょうどう と く じゅうよう
ソーシャルワーカー(CSW)等の関係機関に相談し、連携、協働して取り組むことが重要と
なっています。

ぐたいてきしやく
具体的施策

しじょうなわてほけんしよ けんこうそうだん
四條畷保健所のこころの健康相談

おおさかふしじょうなわてほけんしよ どう かた こべつそうだん ずいじおこな ほんにん
大阪府四條畷保健所では、ひきこもり等にある方の個別相談を随時行っています。本人
そうだん かぞく かんけいきかん そうだん おこな そうだん ないよう
からの相談だけではなく、家族や関係機関からの相談も行っています。相談の内容によっ
せいしんかい そうだん じたく ほうもんどう おこな
ては精神科医への相談、ご自宅への訪問等を行うこともあります。

ひきこもり等にある方の中には、精神疾患や発達障がいといった病気や障がい背景に
かく けーす とう ちようきか ばあい とく とうごう
隠れているケースもあり、それによってひきこもり等が長期化する場合もあります。特に統合
しつちようしょうとう そうき せいしんかちりょう かいし ちりょうこうか きたい けーす そうき
失調症等は早期に精神科治療を開始することで治療効果が期待できるケースもあり、早期
いりようきかん じゅしん しえん おこな
に医療機関を受診できるように支援を行います。

ひきこもり等にある方の家族の中には、長年、家族だけでひきこもりの問題について対応
だれ そうだん なや なた すく かぞくじしん そうだん ば
し、誰にも相談ができずに悩んでおられる方も少なくありません。家族自身が相談できる場
かぞくじしん きも せいり とう かん ちしき え
につながることで、家族自身の気持ちを整理しながら、ひきこもり等に関する知識を得て、
ほんにん かか かた へんか すがた かん ほんにん この えいきょう あた かいふく
本人への関わり方が変化したり、その姿を感じた本人に好ましい影響を与えて、回復につ
ながっていくこともあります。ともに考えながら、ゆっくり時間をかけて支援しています。

[3]子ども、若者の社会的な自立に向けた支援の充実

【施策の内容】

①就労支援と就労準備支援

ひきこもり等の問題が長期化している場合、相談後すぐに問題が解決することは非常に難しい現状があります。

そのため、本市では、平成28年から「就労準備支援」制度を開始し、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援とともに、就労機会の提供を行っています。

しかし、就労しても希望に見合わない場合や就労が続かないケースが見られるので、就労を定着化させる取組みづくりに努めます。

ぐたいてきしやく 具体的施策

しゅうろうじゅんびしえんせいど 就労準備支援制度について

複合的な課題を抱え、直ちに就労が困難な人に対し、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援を行っています。一般就労のための基礎能力を養うことにより、安定的な就労につながる第一歩となることを趣旨としています。

しえんないよう 〈支援内容〉

- 日常生活自立支援：適切な生活習慣形成、食生活改善の促しなど
 - 社会生活自立支援：ボランティア活動参加、就労体験を通じた社会適応能力の向上など
 - 就労自立支援：応募書類の作成指導、模擬面接の実施、ビジネスマナーの習得など
- これらを組み合わせ、一人ひとりに合ったプログラムを作成、支援していきます。

②家族への効果的な支援の提供

ひきこもり等にある方自身が、相談に出向くことは難しい場合が多いため、家族が相談しやすい場づくりに努めます。

ぐたいてきしさく 具体的施策

こそだ そうごうしえん せん たー じぎょう 子育て総合支援センターの事業

● 子育て相談

0歳から18歳未満の子どもに関する相談を行っています。

電話相談 子育て相談電話でお受けします。

面接相談 予約制です。相談室でお話をうかがいます。

(家庭訪問・オンライン相談もできます。)

※子どもも相談できます。

電話:072-877-1510

相談時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時45分～午後5時15分

● 児童虐待相談

0歳から18歳未満の子どもに関する連絡、相談を受け付けています。

汚れた服や季節に合わない服を着ている子ども、激しく怒鳴られたり叩かれているなど気になる子どもや気になる親子を見かけたときは、連絡するよう周知・啓発を行っています。

また、子育てや生活に疲れて、子どもがかわいいと思えない、つい子どもに当たってしまうという保護者からの相談も受け付けています。

【相談専用ダイヤル】

子育て総合支援センター 電話:072-877-1510

月曜日から金曜日 午前8時45分から午後5時15分まで(祝日、年末年始を除く)

面接相談は予約制です。相談室でお話をうかがいます。(家庭訪問もできます。)

児童相談所虐待対応ダイヤル(お近くの児童相談所につながります)

電話:189(いちはやく)(24時間、無料)

児童相談所相談専用ダイヤル(24時間、無料) 電話0120-189-783

情報提供者のプライバシーが漏れることはありません。

間違った情報でも罰せられることはありません。

③困難を有する子ども、若者の居場所づくり

ぐたいてきしやく
具体的施策

しえんじぎょう かふえ ぴあぽけっと
ひきこもり支援事業「カフェ・ピアポケット」

Café peer pocket (カフェ・ピアポケット)は、ひきこもり支援団体peer pocket と四條畷市教育委員会が共催で行っており、市内にお住まいのひきこもり、不登校、ニートなどでお悩みの方及びその保護者を対象とし、セミナーやグループワークなどを通じて、みなさんと一緒に、これからできることを考えていく事業です。

こべつ かだい こ わかもん しえん
〔4〕個別課題のある子ども、若者への支援

しやく ないよう
【施策の内容】

とう みぜんぼうし そうきはつけん そうきかいけつ すいしん
①いじめ等の未然防止、早期発見、早期解決の推進

平成30年8月に改定した「四條畷市いじめ防止基本方針」を踏まえ、未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組みを推進します。

とりわけ、近年増加しているインターネットや SNS を用いたいじめについて、未然防止、早期発見、早期解決に向けた方策を講じます。

また、各小中学校でも、いじめ防止基本方針を策定し、いじめが発生した場合にどのように対応するかなどを細かく定め、対応することとしています。

また、いじめを起こさない集団づくりをめざし、「発達支持的生徒指導」を行い、自尊感情や自己有用感を育てる環境を築きます。

ふとうこう こ わかもん しえん
②不登校の子ども、若者への支援

けっせき おお じどうせいと ふとうこう じどうせいと そうきはつけん そうきたいおう つと こ
欠席の多い児童生徒や不登校になった児童生徒の早期発見、早期対応に努め、子どもの実情に応じた支援を行います。

すくー かうん せらー すくー ー そー しゃる わー かー せんもんか きょういふ
スクールカウンセラー (SC) やスクールソーシャルワーカー (SSW) などの専門家や教育支援ルーム (フリールームなわて) の指導員との連携を深め、役割分担の明確とともに、教育支援センターの専門職による個に応じた対応や、子育て総合支援センターなど関係機関とも連携、協働し、多方面からの支援や働きかけを心掛けます。

しょう こ わかもん かぞく しえん
③障がいのある子ども、若者とその家族の支援

はったつじょう とくせい きいん に じしょう よぼう りょういく きょういふ ふくし ほけんとう
発達上の特性を起因とする二次障がいを予防するため、療育、教育、福祉、保健等の関係機関と連携を図り、幼児期から家庭、学校等での適切な対応や早期発見、自立と社会参加に向けた相談支援体制の充実を図り、障がいに応じた適切な対応等により、子ども、若者とその家族を支援します。

ぐたいてきしさく 具体的施策

しじょうなわて しきょういくしえん るーむ ふりーるーむ 四條畷市教育支援ルーム(フリールームなわて)の とりくみ 取り組み

ほんししょうちゅうがっこう きょういくかだい かいけつ はか せいとしどうじょう しょうかだい しない
本市小中学校の教育課題の解決を図るとともに、生徒指導上の諸課題について、市内
しょうちゅうがっこう ざいせき じどうせいと ほごしゃ がっこう ちいき そうだんきかん きょういくしえん
小中学校に在籍する児童生徒やその保護者、学校、地域の相談機関として、教育支援
るーむ ふりーるーむ
ルーム(フリールームなわて)」があります。

ふりーるーむ しょうしゅうだん がくしゅう かつどう とお しゃかいせい み
フリールームなわてでは、小集団での学習や活動を通して、社会性を身につけるとともに、
じりつ しえん がっこうせいかつ てきおう はか
自立を支援し、学校生活への適応を図ります。

また、子どもの教育についての悩みや問題の内容を詳しくお聞きして相談にあたります。

れんらくさき 【連絡先】

〒575-0054

しじょうなわて し なかのしんまち ばん ごう
四條畷市中野新町11番31号

でんわ
電話:072-878-7710

げつ きんようび
月～金曜日

ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん
午前9時30分～午後4時30分

ばしよ 【場所】



こ ひんこんもんだい たいおう ④子どもの貧困問題への対応

けいざいてき こ ひんこん ほごしゃ しえん とら せいかつさぽーとそうだん こ
経済的な子どもの貧困は、保護者への支援と捉え、なわて生活サポート相談をはじめ、子
ども部局、福祉部局や教育委員会等が連携をはかり、利用できる制度を活用します。

きょういくしえん せん たー きょういくてきかんでん けいざいてきひんこん ひんこん
教育支援センターでは、教育的観点から経済的貧困だけでなく、つながりの貧困という
してん とら たいしやう じどうせいと たい ふりーるーむ しどういん がくせい
視点から捉え、対象となる児童生徒に対し、フリールームなわての指導員や学生
ぼらんていあとう かていない ちいき がっこうない とりく じっし こ
ボランティア等が、家庭内や地域で、さらには学校内で「つなぐ」取り組みを実施するなど、子
どもひんこんもんだい たいおう とく
ものの貧困問題への対応に取り組みます。

2 子ども、若者の成長に応じた施策の推進と機関連携

〔1〕自己形成への支援

【施策の内容】＜重点施策＞

①豊かな心の育成

次代を担う子ども、若者が、それぞれの多様性を理解し、社会の一員として自立するうえで、他者への思いやりや敬う心を養うとともに、円滑な人間関係を築く能力を身につけ、さらに社会生活のルールをはじめ、一人ひとりの心を育てる場となるような学校づくりを推進します。

ぐたいてきしさく 具体的施策

ほうかご いばしょ 放課後の居場所づくり

なわてふれあい教室は、市内小学校で毎日実施しており、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。1年生から6年生の児童が在籍し、異学年との交流を行い、集団遊びを通して豊かな心を育てています。

放課後子ども教室は、全児童を対象に、放課後の時間に地域の方が講師となり、スポーツや文化活動、学習活動の取組みを推進しています。スポーツ活動では、ドッチビーや自由遊び、ボッチャ、卓球など、文化活動では、茶道や将棋、習字、伝承おもちゃづくり、おりがみなどを行っています。

地域の方との交流、他学年との交流を通して豊かな心を育みます。

②健やかな身体づくり

児童生徒が望ましい生活習慣を確立するとともに、体力の向上を図り、自ら健康を保持増進していくための適切な実践力を身につけるよう、健康、体力づくりに努めます。

③未来を担い、未来を生き抜く力の育成

ぐたいてきし さく
具体的施策

がっこう かてい ちいき そだ
学校・家庭・地域で育てよう！

きやりあばすぽーと とりく
～「キャリアパスポート」の取組み～

がくしゅうし どうようりょう しめ
学習指導要領で示された生きる力としての「主体的に学習に取り組む態度」、「思考力・
はんだんりよく ひようげんりよく ちしき ぎのう よそくふかのう みらい にな い ぬ ひつよう
判断力・表現力」、「知識・技能」に加えて、予測不可能な未来を担い、生き抜くために必要
ししつ のうりよく ちから しめ
な資質、能力として4つの力を示しています。

- ①つながり力…他者理解、協働、コミュニケーション、リーダーシップ など
②挑戦力…自己肯定感、自尊、自律する力、あきらめない力 など
③探求力…情報選択、処理、追求、課題発見、実行力、評価する力 など
④夢力…学ぶこと、働くことの意義の理解、多様性の理解、行動選択 など

ちから がっこう がくしゅう じどうかいなら せいとかいかつどう ぶかつどう ぼらんてい
これらの力は、学校での学習はもとより、児童会並びに生徒会活動、部活動やボランティ
あかつどう ちいきかつどう かていせいかつ きまざま ぼめん いくせい
ア活動、地域活動や家庭生活など、様々な場面で育成されるものです。

しじょうなわてし しじょうがく ねんせい ちゅうがく ねんせい ねんかん つう いくせい まな か
四條畷市では、小学1年生から中学3年生の9年間を通じて育成されるよう、学びの過
てい じ こ へんよう きやりあばすぽーと しじょうなわてし とりく すす
程や自己の変容をまとめていく「キャリアパスポート(四條畷市)」の取組みを進めています。

がっこう かてい ちいき かつどう とお み つ せいちょう まな きせき
学校や家庭、地域の活動を通して身に付けたことや、自己の成長を「学びの軌跡」として
きやりあばすぽーと きろく ていきてき ふ かえ ちから いしき たか つづ
「キャリアパスポート」に記録し、定期的に振り返ることで、「4つの力」への意識を高め続け
ます。

がっこう かてい ちいき こ かつどう あたた みまも つぎ
学校、家庭、地域において、子どもたちの活動を温かく見守っていただくとともに、次につ
なげるよう「声」をかけていただき、成長や他者とのつながりを感じさせ続けることで、
しじょうなわてし こ ちから はぐく
四條畷市のすべての子どもたちの「4つの力」を育てていきます。



[2] 社会へ一歩踏み出すことを促す情報の提供

【施策の内容】

① 多様性への理解を深める情報化、国際化社会への対応

子ども、若者が情報化社会や国際化社会並びに多様性への理解を深めることを通じて、ひきこもり等への理解を含め、相互支援への意識醸成を図ります。

ぐたいてきしさく 具体的施策

しな い しきじ にほんごきょうしつ しえん 市内にある識字、日本語教室の支援

四條畷市教育委員会では、地域に住む外国人や非識字者を対象とした公営の「四條畷市にほんご教室」を開催しています。大人だけでなく、外国籍または外国にルーツを持つ幼児や小中学生を対象とした「キッズ教室」もあります。教室では、日常生活に必要な「よみ」、「かき」、「ことば」などの日本語の習得をはじめ、日本の文化や暮らし、学習者同士の情報交換、地域住民との交流を通じ、安心して日常生活を送れるよう学習者を支援しています。また、不登校やひきこもり等で読み書きが難しい方への支援も行っており、生活をするうえで学習者が必要とする支援を行っています。

このほか、市内には民営の「みんなきてや学級」があります。障がいのある人を対象に、奪われた社会的経験を積む活動や社会的経験を取り戻し、地域社会で胸を張って暮らしていくことを目標として活動しています。

し じょうなわて し きょうしつ ○ 四條畷市にほんご教室

まいしゅうもくようび ごぜん じ ぶん しょうご
毎週木曜日 午前10時30分～正午

まいしゅうきんようび ご ご じ ぶん ご ご じ
毎週金曜日 午後6時30分～午後8時

ばしょ しじょうなわてしりつこうみんかん かいしちやうかくしつ
場所：四條畷市立公民館3階視聴覚室

と あ しじょうなわてしりつこうみんかん
問い合わせ：四條畷市立公民館 072-879-3939

がっきゅう ○ みんなきてや学級

まいしゅうかようび ご ご じ ご ご じ ぶん ふていきゅうあり
毎週火曜日 午後6時～午後7時30分(不定休有)

ばしょ しじょうなわてしりつふくしこみゆにていせんたー
場所：四條畷市立福祉コミュニティセンター

と あ かいさいじかんちゅう ちやくせつ こ
問い合わせ：開催時間中に直接お越しください。

きやり あきょういく しょくぎょうきょういく じゅうじつ ② キャリア教育、職業教育の充実

若者に職業意識、職業観を醸成し、社会的、職業的自立をめざしていけるよう、学校教育におけるキャリア教育、職業教育の充実を教科と関連付けながら学習するなど、進路への関心、意欲を高める工夫や、学習意欲の向上に努めつつ、キャリア形成に必要な能力や態度の育成を身に付けるプログラムを推進します。

特に、中学校においては、進学をめざすだけの進路指導でなく、それぞれの生き方にかかわる学習を深めます。

[3] 自立を育む多様な交流の促進

【施策の内容】

① 社会参加、交流の推進

子ども、若者が能力を発揮しながら、自らの可能性に気づき、夢に向かって積極的にチャレンジできるよう、心ふるわせる体験への参加機会のほか、育児体験や就労体験など、多世代、異年齢の交流の機会の提供を充実します。

② スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供

団体活動等を通じて、さまざまなスポーツ活動や体験活動などを推進し、子ども、若者に生きる力を培い、感性豊かな人間性やたくましさを備えるに向けた健康、体力の向上を図ります。

③ ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動登録制度を促進するとともに、青少年指導員やPTA協議会が取り組む、青少年の健全育成活動を支援します。
公民館や市民活動センターなどの文化施設や市民総合体育館などのスポーツ施設においても地域住民活動や子ども、若者のさまざまな活動を支援していくボランティア活動への参加を促進します。

第4章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

〔1〕計画の推進主体

計画(第2期)中間見直しは、現状を背景に関連各課の取り組み成果と残された課題を確認し、庁内関係各課で構成する「四條畷市ひきこもり等検討委員会」を経て策定しました。計画の推進にあたっては、検討委員会を中心に庁内で連携し、取り組みを進めていきます。

〔2〕関係団体等との連携

子ども、若者の育成支援に関する課題に適切に対応していくためには、青少年健全育成や子育て支援などにかかわる各種団体、NPO、事業所など、さまざまな主体と行政が方針、方向性を共有し、具体的な到達点に向かって、ともに力を合わせて取り組むことが重要であり、これらの関係団体等との連携、協働を進め、今後も計画(第2期)の推進を図ります。

〔3〕国、大阪府等への働きかけ

国や大阪府には本市が子ども、若者を長期的な展望をもって支援していくための制度の確立や財源について確保することを要望していくほか、経済団体等各種団体には、包括連携協定の締結等を通じて、就労体験や中間的就労をはじめ、再チャレンジできる機会の提供など、安定的な雇用促進への理解と協力を働きかけています。特に、大阪府には、府内市町村の支援状況の収集、情報発信のほか、NPO等の育成やより専門性の高い事例に対応できるよう、ひきこもり等所管職員の資質向上等の支援を求めています。

2 計画の進行管理

①進行管理と評価方法

施策の進行状況については、四條畷市ひきこもり等検討委員会において、重点施策のうち相談体制の充実の指標となるひきこもり相談実績を分析し、地域支援ネットワーク会議において評価を行います。また、ひきこもり等にある方やその家族が相談しやすい体制づくりや、ひきこもり問題の長期化予防を踏まえ、新規相談の充実を指標とします。

②目標値

広義ひきこもり推定284人の5%以上、年間3人、5年15人の新規支援開始

1 ひきこもり等検討に関する会議

〔1〕四條畷市ひきこもり等検討委員会

四條畷市ひきこもり等検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 就学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（以下「ひきこもり等の子ども・若者」という。）を支援するためのネットワーク整備を目的として、庁内において四條畷市ひきこもり等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長及び教育長に報告する。

- （1） ひきこもり等の子ども・若者の支援に関すること
- （2） ひきこもり等の子ども・若者の情報共有及び関係者の連携に関すること
- （3） ひきこもり等の子ども・若者の支援のための地域支援ネットワークの構築に関すること

（組織）

第3条 検討委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- （1） 社会教育部長
- （2） こども未来部長
- （3） 健康福祉部長
- （4） 秘書政策課長
- （5） 人権・市民相談課長
- （6） こども支援課長
- （7） 子育て総合支援センター施設長
- （8） 福祉政策課長
- （9） 生活福祉課長
- （10） 障がい福祉課長
- （11） 教育支援センター長
- （12） スポーツ・青少年課長

（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、社会教育部長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、スポーツ・青少年課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元 年 6月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元 年 7月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4月 1日から施行する。

令和6年度四條畷市ひきこもり等検討委員会委員名簿

所 属	名 前
○社会教育部長	藤岡 靖幸
こども未来部長	坂田 慶一
健康福祉部長	阪本 律子
秘書政策課長	板谷 ひと美
人権・市民相談課長	太田 由美子
こども支援課長	尾本 洋輔
子育て総合支援センター施設長	田中 健吾
福祉政策課長	阪上 浩一
生活福祉課長	今井 克己
障がい福祉課長	勝村 隆彦
教育支援センター長	金子 摂
スポーツ・青少年課長	神本 かおり

委員長 ○	事務局 スポーツ・青少年課
-------	---------------

〔2〕四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議

四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議設置要綱

（設置）

第1条 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「ひきこもり等の子ども・若者」という。）が社会生活を円滑に営むことができるようにするための取組を推進することを目的に、関係機関等とのネットワークを整備するとともに、ひきこもり等の子ども・若者の支援策について検討するため、四條畷市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 四條畷市子ども・若者育成支援行動計画の取組に関する事。
- (2) ひきこもり等の長期化の予防、社会的自立に向けた支援の在り方その他のひきこもり等の子ども・若者の支援策に関し検討を行い、その結果を教育長及び別に定めるところにより設置する庁内検討委員会に報告すること。
- (3) ひきこもり等の子ども・若者への継続的な支援、その他包括的で効果的な支援を提供するための体制づくりに関すること。
- (4) ひきこもり等の子ども・若者の支援に必要な情報の共有及び関係者との連携に関する事。
- (5) ひきこもり等の子ども・若者の支援のための地域支援ネットワークの構築に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 会議は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 別表第1号に掲げる課から選出された者
- (2) 別表第2号に掲げる機関等から選出された者

（議長等）

第4条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、青少年事務担当課長をもって充てる。
- 3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、青少年事務担当課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 1月16日から施行する。

この要綱は、平成27年 8月25日から施行する。

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1)	スポーツ・青少年課 学校教育課 人権・市民相談課 生活福祉課 福祉政策課 障がい福祉課 子育て総合支援センター
(2)	大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課 四條畷保健所 四條畷市民生委員児童委員協議会 四條畷市社会福祉協議会（CSW） 四條畷市社会福祉協議会（生活困窮者自立支援相談員） 四條畷市人権協会 その他、ひきこもり等支援に携わる関係機関

2 各種相談事業一覧

[1] 市内の相談機関

四條畷市役所の住所：〒575-8501 四條畷市中野本町1-1
 市役所内の相談電話番号：072-877-2121(代表)
 ※田原地区からは0743-71-0330(代表)

* 各相談直通電話や市役所以外での受付は、住所及び電話番号等を別途記載しています。

相談名		相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)	担当課名	施策 掲載ページ
ひきこもり相談		相談日：毎週水曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 場所：市役所東別館2階 スポーツ・青少年課 FAX:072-877-8300 ※要事前予約	スポーツ・ 青少年課	12ページ
		相談日：月曜日から金曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分 場所：市役所東別館1階 福祉政策課 FAX:072-879-5955 ※要事前予約	福祉政策課	12ページ
教育相談		フリールームなわて (福祉コミュニティセンター内) 相談日：月曜日から金曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分 場所：中野新町11-31 電話：072-878-7710	教育支援 センター	20ページ
福祉の 総合相談	生活困窮者自立相談支援 事業 (なわて生活サポート相談)	相談日：月曜日から金曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分 場所：市役所東別館1階 福祉政策課 FAX:072-879-5955 ※自立相談支援機関については、 社会福祉協議会に委託 (田原支所は事前予約のみ受付)	福祉政策課	12ページ
	就労準備支援事業 (なわて生活サポート相談の 利用申込みが必要)	相談日：月曜日から金曜日 時間：午前9時30分～午後4時30分 場所：市役所東別館1階 福祉政策課 FAX:072-879-5955 ※就労準備支援事業については、 社会福祉協議会に委託	福祉政策課	17ページ
	生活保護	相談日：月曜日から金曜日 時間：午前8時45分～午後5時15分 場所：市役所東別館1階 生活福祉課	生活福祉課	—

相談名	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)	担当課名	施策 掲載ページ
いきいきネット相談支援 センター コミュニティソーシャルワ ーカー(CSW)	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前9時30分～午後4時30分 場所・電話: ①いきいきネット相談支援センター(中地区) 市役所東別館1階 福祉政策課内 FAX: 072-879-5955 ②いきいきネット相談支援センター(東地区) おおあさかみたら 1 グリーンホール田原内 電話・FAX: 0743-71-1638 ③いきいきネット相談支援センター(西地区) 北出町3-1 社会福祉協議会内 電 話: 072-878-1210 FAX: 072-878-6888	福祉政策課	15ページ
なわて健康相談24 (健康・医療・育児総合 相談事業)	相談日時:24時間365日対応 電 話:0800-500-8260 チャットボット: https://www.city.shijonawate.lg.jp/shiki/27/42959.html  ※聴覚に障害があるなど、電話相談が難しい方 のための専用のFAX番号※ FAX:0800-500-8261	福祉政策課	
障がい者相談 (障がい者相談員)	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前8時45分～午後5時15分 ※事前予約制	障がい福祉課	13ページ
障がい者基幹相談支援 センター 「さつき」	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前8時45分～午後5時15分 場 所:市役所障がい福祉課内 FAX:072-879-2596	障がい福祉課	13ページ
障がい者相談支援 センター 「フロンティア」	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前8時45分～午後5時15分 場 所:米崎町7-30 電 話:072-886-5035 FAX:072-876-9855	障がい福祉課	13ページ
障がい者相談支援 センター 「しのぶが丘」	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前8時45分～午後5時15分 場 所:部屋本町6-33 電 話:072-863-6933 FAX:072-863-6939	障がい福祉課	13ページ
障がい者相談支援 センター 「和幸」	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前8時45分～午後5時15分 場 所:上田原613、市役所障がい福祉課内 電 話:080-2518-0348 FAX:0743-78-1290	障がい福祉課	13ページ
人権相談・進路選択 支援相談	相談日(いずれも予約不要) ①常設相談	人権・市民相談課内 しじょうなわてしじんけんきょうかい 四條 巖市人権協会	14ページ

(人権なんでも相談)	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 グリーンホール田原(田原支所)でも相談可 ②夜間電話相談 毎週月曜日 午後5時～午後9時 電話:072-803-7355		
女性のための相談室	相談日:毎月第2・第4木曜日 時間:午後2時～午後4時20分 1回40分以内 ※事前予約優先 午後2時～、午後2時50分～、午後3時40分～ の3枠	人権・市民相談課	—

相談名	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)	担当課名	施策 掲載ページ
人権擁護委員による 人権相談	相談日:毎月第1・第3木曜日 時間:午後1時～午後3時 当日人権・市民相談課で受付	人権・市民相談課	—
ひとり親家庭自立支援 相談	相談日:月曜日から金曜日 時間:午前9時～午後4時30分 事前予約制	こども支援課	—
子育て相談 児童虐待相談	相談日:月曜日から金曜日 時間:午前8時45分～午後5時15分 場所:子育て総合支援センター 雁屋北町6-21 電話:072-877-1510(相談専用電話)	子育て総合 支援センター	18ページ

〔2〕大阪府、その他の広域支援機関

相談機関	事業内容等	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)
大阪府ひきこもり地域支援センター	ひきこもり専門電話相談	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前10時～午後4時 電 話:06-6697-2890
大阪府こころの健康総合センター	こころの電話相談・若者専用電話相談 わかばちダイヤル (わかものハートばちばちダイヤル)	相談日:水曜日(祝日・年末年始除く) 時 間:午前9時30分～午後5時 (年末年始、祝日を除く) 電 話:06-6607-8814(直通)
大阪府四條畷保健所	精神保健福祉相談(要電話予約) 随時 ひきこもりをはじめ、統合失調症、うつ病、アルコール依存症、ギャンブル等依存症などについて、精神保健福祉相談員が相談をお受けしています。	相談日:月曜日から金曜日 (年末年始、祝日を除く) 時 間:午前9時～午後5時45分 電 話:072-878-2477 (地域保健課 精神保健チーム)
大阪府中央こども家庭センター	子どもや家庭についての相談、おおむね25歳までの青少年についての相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センターを設置しています。	相談日:月曜日から金曜日 時 間:午前9時～午後5時45分 場 所:寝屋川市八坂町28-5 電 話:072-828-0161 FAX:072-828-5319
大阪府立子どもライフサポートセンター	中学校卒業から18歳までの児童に対し、集団生活を通して、進学や就職など社会的な自立に向けた支援を行う入所施設です。 利用については、大阪府中央こども家庭センターへご相談ください。	場 所:堺市南區城山台5-1-5 電 話:072-295-8101 FAX:072-295-8206
ハローワーク門真	民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っています。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。	時 間:午前8時30分～午後5時15分 場 所:門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F 電 話:06-6906-6831
ワークサポート大東 (大東市地域職業相談室)	ハローワークと同じ求人情報の提供や、職業相談などを行っています。	時 間:午前10時～午後6時 場 所:大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階 電 話:072-874-8733

相談機関	事業内容等	相談日・時間・電話・相談場所等 (祝日・年末・年始はお休みです)
特定非営利活動法人 青少年自立支援施設 淡路プラッツ	対象者:ひきこもり・ニート・不登校の、概 ね 15歳から 39歳までの若者とその家族 を支援しています。 ※電話やFAX等での個別相談は行って おりません。	開所日:火～土曜日(日、月曜日定休) 開所時間:午前10時～午後5時 電 話/FAX:06-6324-7633 ホームページ: http://www.awajiplatz.com/
おおさかふちいきわかものさぽー トステーション	働くことに悩みを抱えている15歳から49 歳の方に対し、キャリア・コンサルタントなど による専門的な相談、コミュニケーション 訓練などによるステップアップ、協力企業 への職場体験などにより、就労に向けた 支援を行っています。	予約・問い合わせ 時 間:午前9時30分～午後5時 月曜日から金曜日 電 話:06-4794-9200 ホームページ:https://osapo.jp/
ジョブカフェ (OSAKAしごとフィー ルド)	ジョブカフェは通称で、本当の名前は 「若年者のためのワンストップサービスセン ター」といいます。その名のとおり、若者が 自分に合った仕事を見つけるためのいろい ろなサービスを1か所で、無料で受けられ る場所です。 大阪には「OSAKA しごとフィールド」とい う、年齢・状況問わず「働きたい」と思っ ているすべての方が利用できる総合就業支 援拠点があります。	時 間:月曜日から金曜日 午前9時～午後8時 ※受付は午後7時終了 土曜日 午前9時～午後4時 ※受付は午後3時終了 ※日祝、年末年始は休み ハローワークコーナー 月曜日から金曜日 午前10時～午後6時30分 ※土日祝、年末年始は休み 場 所:大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか 本館2・3階 電 話:06-4794-9198

だい き しじょうなわて し こ わかもものいくせいし え ん こうどうけいかく
第2期四條畷市子ども・若者育成支援行動計画
(ひきこもり等^{とう}にある方^{かた}たちへの支援^{しえん})

れいわ ねん がつ さくてい
令和2年3月 策定
れいわ ねん がつ ちゅうかんみなお
令和7年3月 中間見直し

はっ こう しじょうなわて し きょういくいいんかい しゃかいきょういくぶ す ぽ ー つ せいしやうねんか
発 行 四條畷市教育委員会 社会教育部 スポーツ・青少年課
〒575-8501 おおさかふしじょうなわて し なかのほんまち
大阪府四條畷市中野本町1-1
でんわ
電話 072-877-2121・0743-71-0330(代表^{だいひょう})
FAX 072-877-8300